

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和４年３月３０日京都市条例第４０号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

- １ 建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。
- ２ 都市計画法に基づき定められた都市計画の規定に基づく制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。
- ３ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新に係る申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。
- ４ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、次の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。
 - (１) 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めます。
 - (２) 登録住宅性能評価機関がその構造及び設備が長期使用構造等であることの確認を行った住宅に係る手数料の適正化を図ります。
 - (３) 住宅の容積率の特例に関する許可の申請に対する審査に係る手数料を定めます。
- ５ その他規定を整備することとしました。

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和４年６月１日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 40 号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項中

「

30平方メートル 以下の面積	法第20条第1 号から第3号ま でに定める基準 (同条第1号, 第2号イ又は第 3号イに規定す る政令で定める 基準に従った構 造計算によって 確かめられる安 全性を有するこ とに係る部分に 限る。)に適合 するかどうかの 審査を必要とし ない建築物(以 下「特定建築物」 という。)	市長が定める 磁気ディスク 等による申請 又は通知(以下 「特定申請等」 という。)の場 合	円 10,000
		その他の場合	12,000
	その他の建築物	特定申請等の 場合	17,000

		その他の場合	19,000
30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	特 定 建 築 物	特定申請等の場合	30,000
		その他の場合	32,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	41,000
		その他の場合	43,000
100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	特 定 建 築 物	特定申請等の場合	42,000
		その他の場合	44,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	59,000
		その他の場合	61,000
200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	特 定 建 築 物	特定申請等の場合	63,000
		その他の場合	65,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	106,000
		その他の場合	108,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	特 定 申 請 等 の 場 合		145,000
	そ の 他 の 場 合		147,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	特 定 申 請 等 の 場 合		200,000
	そ の 他 の 場 合		202,000
2,000平方メートルを超え5,	特 定 申 請 等 の 場 合		310,000

を

000平方メートル以下の面積	そ の 他 の 場 合	312,000
	特 定 申 請 等 の 場 合	464,000
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	そ の 他 の 場 合	466,000
	特 定 申 請 等 の 場 合	598,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	そ の 他 の 場 合	600,000
	特 定 申 請 等 の 場 合	1,082,000
50,000平方メートルを超える面積	そ の 他 の 場 合	1,084,000
	特 定 申 請 等 の 場 合	

」

「

30平方メートル以下の面積	法第20条第1号から第3号までに定める基準（同条第1号、第2号イ又は第3号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要としない建築物（以下「特定建築物」という。）	円 12,000
	そ の 他 の 建 築 物	19,000
30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	特 定 建 築 物	32,000
	そ の 他 の 建 築 物	43,000

100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	特 定 建 築 物	44,000
	そ の 他 の 建 築 物	61,000
200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	特 定 建 築 物	65,000
	そ の 他 の 建 築 物	108,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積		147,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積		202,000
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積		312,000
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積		466,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積		600,000
50,000平方メートルを超える面積		1,084,000

に改め,

同表(2)の項中「第87条の2前段」を「第87条の4前段」に,

「

建築設備を設置する場合	特 定 申 請 等 の 場 合	15,000
	そ の 他 の 場 合	17,000
工作物を築造する場合	特 定 申 請 等 の 場 合	14,000
	そ の 他 の 場 合	16,000

を

」

「

建 築 設 備 を 設 置 す る 場 合	17,000
工 作 物 を 築 造 す る 場 合	16,000

に改め、同

」

表(4)の項中「第87条の2前段」を「第87条の4前段」に改め、同表(7)の項中「又は認定」を「，認定又は指定」に、「第87条の2前段」を「第87条の4前段」に改め、同表備考6中「(特定申請等の場合にあつては，6，000円)」を削る。

別表第7(1)の項中「第3項」を「第5項」に改め、同表(2)の項中「第9条第1項」の右に「及び第3項」を加え、同表(3)の項を次のように改める。

(3)	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査		6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
(4)	法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例に関する許可の申請に対する審査		160,000	160,000	160,000	160,000	160,000

別表第7備考2中「第3号」の右に「及び第4号」を、「認めた住宅」の右に「並びにその構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等（以下「長期使用構造等」という。）であることの確認を行った住宅」を加え、「技術的審査適合住宅」を「技

術的審査適合住宅等」に改め、「受けた住宅（」の右に「技術的審査適合住宅等に該当するものを除く。」を加え、同備考３中「技術的審査適合住宅」を「技術的審査適合住宅等」に改める。

第２条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「都市計画法」を「都市計画法等」に改め、同条中「いう。）」の右に「及び都市計画法施行規則（同表において「規則」という。）並びに同法に基づき定められた都市計画」を加える。

第１３条を第１４条とし、第１０条から第１２条までを１条ずつ繰り下げる。

第９条中「別表第９」を「別表第１０」に改め、同条を第１０条とする。

第８条中「別表第８」を「別表第９」に改め、同条を第９条とする。

第７条中「別表第７」を「別表第８」に改め、同条を第８条とする。

第６条中「別表第６」を「別表第７」に改め、同条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収）

第６条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（別表第６において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第１(7)の項中

「

法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１ ８条第２４項第１号若しくは第２号（それぞれ法第８ ７条の４前段又は第８８条第１項若しくは第２項前 段において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮 使用の認定の申請に対する審査	120,000	を
--	---------	---

」

「

法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１ ８条第２４項第１号若しくは第２号（それぞれ法第８ ７条の４前段又は第８８条第１項若しくは第２項前 段において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮 使用の認定の申請に対する審査	120,000	
--	---------	--

法第４２条第１項第５号の規定に基づく道路の位置の指定の申請（当該申請の際現に存在している道のうち、建築基準法の一部を改正する法律（平成１０年法律第１００号）第２条の規定の施行の際現に建築物が立ち並んでいる幅員１．８メートル以上の道に係る申請を除く。）に対する審査	51,000	に改める。
---	--------	-------

」

別表第５(９)の項を次のように改める。

(9)	規則第６０条の規定に基づく書面の交付	法第４２条第１項及び第４３条第１項の規定に基づく建築等の許可を要しないことを証する場合	１件	5,000
		その他の場合		12,000
(10)	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定に基づく制限の適用除外に係る認定（増築が用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないことの認定に限る。）の申請に対する審査		１件	85,000

別表第９中「第９条関係」を「第１０条関係」に改め、同表を別表第１０とする。

別表第８中「第８条関係」を「第９条関係」に改め、同表を別表第９とする。

別表第7中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表第8とする。

別表第6中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第6条関係）

種 別	サービス付き高齢者向け住宅の戸数	手数料(1件につき)
法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は同条第2項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	1 0 戸 以 下 の も の	円 25,500
	1 0 戸 を 超 え 2 0 戸 以 下 の も の	29,800
	2 0 戸 を 超 え 3 0 戸 以 下 の も の	34,100
	3 0 戸 を 超 え 4 0 戸 以 下 の も の	38,300
	4 0 戸 を 超 え 5 0 戸 以 下 の も の	42,600
	5 0 戸 を 超 え 7 0 戸 以 下 の も の	51,100
	7 0 戸 を 超 え 1 0 0 戸 以 下 の も の	63,900
	1 0 0 戸 を 超 え る も の	76,700

備考 この表の規定にかかわらず、次に掲げる場合の手数料は、この表に掲げるサービス付き高齢者向け住宅の戸数に応じこの表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 登録（登録の更新を含む。以下この備考において同じ。）に係るサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（法第7条第1項第1号に規定する各居住部分をいう。以下この号において同じ。）の床面積が25平方メートル未満の場合又は各居住部分が台所、収納設備若しくは浴室を備えたものでない場合 6,300円
- (2) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の入居契約（法第6条第1項第12号に規定する入居契約をいう。次号において同じ。）に係る家賃等（法第6条第1項第12号に規定する家賃等をいう。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合 6,300円
- (3) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の入居契約の種類が賃貸借以外の場合 4,200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)